鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の商標権を有する鳥取県以外が、使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

- 第2条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ鳥取県境港水産事務所(以下「境港水産事務所」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 行政機関が使用する場合。
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - (3) その他承認の手続きを必要としないと境港水産事務所が認めた場合。

(使用承認申請)

- 第3条 前条の承認を受けようとする者は、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用 承認申請書」(様式第1号)に、次に示す書類を添えて境港水産事務所に申請しなければならな い。
 - (1) 申請者の所在、使用目的及び使用内容を明らかにする書類
 - (2) その他必要と認められる書類

(使用承認の基準及び承認書の交付)

- 第4条 境港水産事務所は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が境港産水産物の特産品化及びPRの推進等、境港水産事務所の目的と合致すると認め、使用を承認するときは、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用(変更)承認書」(様式第2号)を申請者に交付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、利活用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。
 - (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
 - (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
 - (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
 - (4) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
 - (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
 - (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (7) その他承認することが不適当と認められる場合
 - 2 原則としてデザイン使用料は徴収しない。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 シンボルマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された使用項目のみに使用すること。第2条ただし書きにより届出を免除される場合 には、当該各号以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 水産物の取扱品については、すべて鳥取県営境港水産物地方卸売市場から出荷されたものであること。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
 - (4) デザインの一部のみを使用し、又は、変形し若しくは、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、境港水産事務所が必要と認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 使用者以外の第三者にシンボルマークを使用させないこと。
 - (6) 商標権、意匠件等の知的財産権を取得しないこと。

(見本品の提出)

第6条 使用承認を受けた者は、当該使用に係わる成果品の完成見本を速やかに境港水産事務所に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

- 第7条 使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「鳥取県営境 港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用変更申請書」(様式第3号)を境港水産事務所に提出 し、その承認を得なければならない。
 - 2 前項の承認は、「鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用(変更)承認書」(様式第2号)をもって行う。
 - 3 変更申請の承認後についても、第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(承認の取り消し等)

- 第8条 境港水産事務所は、次の各号のいずれかに該当する時は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。
 - (1) 使用者がこの規定内容に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
 - (3) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - (4) その他、シンボルマークの使用継続が不適当であると認められたとき。
 - 2 前項の承認の取り消しは「鳥取県境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用承認取消通知 書」(様式第4号)を持って通知する。
 - 3 前2号の規定により承認を取り消されたものは、承認取り消しの通知があった日以降、当該

承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(事故・苦情等の処理)

- 第9条 シンボルマークを使用した物件に関する事故、苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合、使用者が誠意を持ち使用者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。
 - 2 前項の事故等によって発生した損害または損失について、境港水産事務所は一切その責を負わないものとする。

(その他)

第10条 本規定に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、境港水産事務所 が別に定める。

附則

この規程は、令3年5月12日から施行する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

鳥取県境港水産事務所長 様

申請者 住所(所在地) 氏名(団体名) (代表者氏名)

印

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用取扱規程第3条の規定により、下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては取扱規程を遵守し、使用条件等に違反した場合には、承認の取消を受けても異議ありません。

記

使用目的	
使用内容(品目)	
販売・非売の別	販売(予定小売価格 円) 非売
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
連絡先	担当者 電話 ファクリミリ メールアドレス

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用(変更)承認書

年 月 日

様

鳥取県境港水産事務所長

年 月 日付けで申請のありました鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用(変更)について下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用(変更)承認申請書の申請内容のとおり使用すること。

2 承認番号

第 号

3 条件

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用取扱規程を遵守すること。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用変更申請書

年 月 日

鳥取県境港水産事務所長 様

申請者 住所(所在地) 氏名(団体名) (代表者氏名)

印

承認番号第 号について下記のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様式第4号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

鳥取県境港水産事務所長

年 月 日付け承認番号 号で承認した鳥取県営境港水産物地方卸売市場シンボルマークの使用について下記の理由により取り消します。 当該承認に係る使用物件を回収し、掲示及び販売等を中止してください。

記

理由